

処 分 基 準

令和7年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条第5項
処 分 の 概 要：猟銃若しくは空気銃若しくはクロスボウの所持許可の取消し又は当該許可の一部の用途を当該許可に含まれないものに変更すること
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（許可）、第11条第5項
処 分 基 準： 当該銃砲等を許可に係る用途（当該許可に係る用途が二以上である場合にあつては、その全部又は一部）に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める処分をするものとする。 一 当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が二以上である場合にあつては、その全部）に供していないと認める場合、当該許可を取り消すこと。 二 当該許可に係る用途が二以上である場合であつて、その一部に供していないと認めるときは、当該許可を、当該一部の用途が当該許可に係る用途に含まれないものに変更すること。
問 合 せ 先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課092-641-4141、内3177
備 考：